

観光施設等に「福岡の伝統工芸品」を取り入れたい

伝統工芸魅力発信事業

観光施設等への内装・建築工事における「福岡の伝統工芸品」を組み込んだ部材の使用や「福岡の伝統工芸品」の導入を支援し、伝統工芸品産地への誘客を推進します。

対象者

観光施設、商業施設、公共施設等において、下記事業を実施する者

内容

(1) 補助対象事業

- ①内装工事（デザイン、設計を含む）
 - ②伝統工芸品の購入
 - ③伝統工芸品産地への誘客推進に係る情報発信
- ※③は必須項目とする（例：①+③、②+③、①+②+③）

(2) 補助率

1 / 2

（参考）福岡の伝統工芸品

- 経済産業大臣指定伝統的工芸品
博多織、博多人形、久留米絣、小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯
- 福岡県知事指定特産民芸品
小倉織、博多曲物、籃胎漆器、八女すだれ、大川組子、高取焼など

活用方法

- 詳細は、県HPでご確認ください。
- トップページ > 組織から探す > 商工部 > 観光局観光政策課

お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光政策課 物産振興係

TEL：092-643-3454

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/43/198/>

